

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画横町地区計画を次のように決定する。

名 称	横町地区計画	
位 置	秋田市大町五丁目および大町六丁目地内	
面 積	約 0. 9 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は J R 秋田駅の南西約 1. 3 km の位置にあり、繁華街の川反に隣接し、飲食店をはじめ様々な業種の店舗が軒を連ねる横町通りとして市民に親しまれている。</p> <p>本地区を貫く都市計画道路 3・4・14 号川尻広面線は、拡幅整備により交通の利便性や安全性等の向上が図られるとともに、ゆとりある歩行空間の創出や電線類の地中化等により景観に配慮した道路空間が形成される。また、本地区は、道路拡幅整備による沿道建築物の建て替えを契機として、景観への配慮や周辺との調和を図り、住民、商業者や来街者にとって魅力ある街並みの形成を目指している。</p> <p>本計画は、道路拡幅整備に伴う沿道建築物の建て替え等を適切に誘導し、多くの人が集い、回遊する横町通りらしい街並みの形成を目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用の誘導により、良好な都市環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none">1 良好的な都市環境を形成するため、建築物の用途の制限を定める。2 商業地としての連続性に配慮し、1階部分を店舗等の集客施設の立地に努める。3 統一感のある街並みを形成するため、周辺建築物との壁面位置の調和に努める。4 景観に配慮した良好な街並みを形成するため、建築物等の形態・意匠の制限を定める。

地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する営業に供する建築物ならびに同法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情報の提供等を行う風俗案内所 2 工場（建築物に附属するものを除く。） 3 自動車修理工場
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根又は外壁等の色彩は、原色等の刺激的な色又は蛍光色を避け、周辺との調和に配慮した色合いのものとし、基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は彩度5以下とする。</p> <p>彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。</p>
	屋外広告物の制限	屋外広告物は、街並みの統一感や良好な景観を形成するため、屋外広告物の規模、色彩等は、街並み全体の統一感を損なわないようになるとともに、建物と一体のものは敷地内に設置し、路上へ張り出さないようにする。
	屋外に設置する建築設備等の制限	建築物に設ける配管類および空調設備の室外機等は、景観に配慮した設置位置や目隠しの工夫を図る。
	備考	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、都市計画道路3・4・14号川尻広面線の道路拡幅整備による沿道建築物の建て替えを契機として、景観への配慮や周辺との調和を図り、住民、商業者や来街者にとって魅力ある街並みの形成を目指している。

本計画は、建て替え等を適切に誘導し、多くの人が集い、回遊する横町通りらしい街並みを形成するため、定めるものである。